

(案)

仕 様 書

1. 事業名

令和8年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（実証事業）

「金沢起点の観光分散に係る行動要因分析及び持続可能な広域周遊モデル構築調査」

2. 事業背景・目的

金沢市においては、訪日外国人旅行者による観光需要が集中し、観光公害が課題となっている一方、周辺エリア（加賀・能登等）への周遊は限定的であり、北陸エリア間における観光需要の分散が十分に進んでいない状況がみられる。

こうした課題に対し、二次交通の不足の他にも、以下の要因が複合的に影響していると考えられる。

- 旅行者の行動・意思決定過程
- 情報提供及び予約動線
- 観光コンテンツと移手段の不整合

本業務では、単なるニーズ調査に留まらず、訪日外国人旅行者の周遊行動及び意思決定構造をデータに基づき解明するとともに、移動・観光・販売を一体化した持続可能な広域周遊モデルを構築することを目的とする。

3. 事業実施地域

金沢市を主な起点とした北陸観光エリア

4. 事業の進め方

本事業は、北陸信越運輸局と連携して実施する。請負事業者は、北陸信越運輸局と密接な連携のうえ作業を進めるものとし、業務の進め方等について調整の必要や疑義が生じた場合には、都度協議のうえ実施するものとする。

5. 事業内容

請負事業者は、本事業目的の達成に向けて、以下の取組（１）～（８）を実施すること。なお、（１）から（５）までを調査内容とし、（６）以降の取組に反映させるものとする。

（１）旅行者行動データ分析

金沢市に来訪する訪日外国人旅行者の行動実態を把握するため、各種データを活用した分析を行う。各データ分析にあたっては、信頼できうる数値を採用すること。

（２）来訪者のペルソナ像の設定及び分析

来訪者の属性、嗜好、訪問目的、行動特性等を踏まえ、具体的な人物像（ペルソナ）を設定し、ニーズや意思決定プロセスの可視化を行うこと。これにより、観光需要が特定エリアに集中する要因や分散に向けた課題を明確化し、効果的な施策立案に資する分析を行う。

（１）、（２）における分析視点

- ・ 季節・曜日・時間帯・気象条件等による需要変動の把握

(案)

- ・ 来訪者の滞在エリア分布（市内／周辺）
 - ・ 周遊の有無及び行動パターン分類
 - ・ 金沢市から周辺エリアへの移動における離脱ポイントの特定
 - ・ 滞在時間、移動手段、消費傾向の把握（市内／周辺）
 - ・ 周遊が発生しない構造の可視化
 - ・ 旅行者の行動に影響を与えるその他データの整理・把握
- その他想定しうる視点やデータの分析について設定することを妨げないものとする。

(3) 非移動要因（意思決定要因）の解明

訪日外国人旅行者が周辺エリアに移動しない要因について多面的に分析し、旅行者の行動意思決定における阻害要因の構造化と交通以外のボトルネックを明確にする。

【分析視点例】

- ・ 滞在日数・時間制約
- ・ 情報到達性（多言語対応・OTA掲載等）
- ・ 観光コンテンツの魅力度
- ・ 移動に対する心理的・時間的負担
- ・ 商品造成・販売動線の有無

【分析手法例】

- ・ アンケート調査
- ・ OTA・予約サイト分析
- ・ SNS・口コミ分析
- ・ GPSデータ・位置情報データ分析

(4) 広域周遊モデルの設計

(1)～(3)の分析・解明結果に基づき、公共交通利用を前提とし、金沢を起点とした広域周遊モデルを設計する。

加えて、販売上でのボトルネックを特定し、分散誘導の実現可能性を検討する。

【実施内容例】

- ・ 訪日外国人旅行者向けの旅行商品の試設計
- ・ OTA等における販売動線設計
- ・ 旅行会社・DMO等との連携可能性整理

(5) 疑似実証（シミュレーション）

(4)の業務を通じて得られた広域周遊モデルの成立可能性を以下の点から検証し、成立条件の明確化を行い、実装に向けた基礎データを作成する。

【作成内容例】

- ・ 想定ルート及びダイヤ設定
- ・ 利用者数推計
- ・ 概算収支検証

(6) 広域連携及び事業スキーム設計

(1)～(5)までの調査結果を踏まえ、実装に向けた体制を整理する。

整理すべき内容は以下を踏まえるものとする。

(案)

- ・関係主体（自治体・交通・観光事業者）の整理
- ・役割分担の明確化
- ・費用負担の考え方
- ・実施フェーズ（短期・中期）

(7) 事業性・持続可能性の評価

広域周遊モデルの実現可能性を踏まえ、以下の観点から継続的な運用の観点から評価を行い、民間主体で成立する条件を提示し、公的関与が必要な領域を明確化する。

- ・収支構造の整理
- ・採算ラインの試算
- ・民間事業者の参入可能性の検証
- ・公的支援の必要性及び水準の整理

(8) 他地域への展開を前提としたモデル化

本業務の成果を他の地域に適用可能な形で整理する。広域周遊モデルの構築のほか、地域への展開のためのガイドラインや観光施策に活用が可能なツールを作成する。

- ・分析プロセスの標準化
- ・分散阻害要因の類型化
- ・地域特性別の適用条件整理
- ・他地域適用時の留意点の整理

(9) 成果報告会の実施

(1) から (8) までの事業内容については北陸信越運輸局に対しての中間報告を実施するものとし、上記5に関する最終成果についての報告会を交通関係者向け及び観光事業団体等に実施するものとする。

①開催時期

令和9年2月頃

②開催場所

当局管内（詳細は北陸信越運輸局と協議の上、決定すること。）

③その他

参加者への連絡調整や会場手配、資料作成、報告会の議事録の作成（写真画像を含む。）等、必要となる一切の手配を行うこと。

なお、詳細については北陸信越運輸局と協議の上、最終的に決定するものとする。

6. 成果物の提出

(1) 次の事項について、履行期限までに北陸信越運輸局観光部国際観光課へ提出する。

- ① 事業実施報告書：製本2部（A4判カラー）、電子ファイル一式※
- ② 事業実施報告書概要版、広域周遊モデル図（会議等で使用可能な資料）
- ③ 分析データ一式
- ④ その他監督職員が指示したもの

※事業実績報告書及び事業実施報告書概要版、周遊モデル図については、一般公開可能なものとする。

※上記①電子ファイル一式は、Microsoft Office(Word、Excel、PowerPoint)において

(案)

編集可能なファイル形式及びPDF形式の両方とし、CD-R等で提出するものとする。

(2) 成果物の提出先

- ・北陸信越運輸局観光部国際観光課
(新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館)
- ・電子データにおいては担当職員が指示するメールアドレスあてに提出すること。

(3) 報告書作成にあたって留意する事項

成果物の著作権(電子データに関する著作権法第23条に規定する公衆送信権を含む。)は、当該の著作権が第三者の権利である場合や別途定める場合を除き、北陸信越運輸局に帰属するものとする。

7. 事業費について

事業に要する経費については、北陸信越運輸局が全額負担する。

8. 履行期限

契約締結の日から令和9年2月26日(金)までとする。

9. その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行う。
- (3) 請負事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、北陸信越運輸局に帰属するものとする。
- (5) 請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 本事業の調査にあたっては、既存の分析・調査データを参考とすること。
- (7) 北陸信越運輸局と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議の上、その指示に従って進める。

10. 担当職員

北陸信越運輸局 観光部国際観光課 外客受入推進係長